

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : (株) NIPPO

業者の住所 : 東京都中央区京橋1-19-11

2. 競争参加停止措置期間 : 2025年4月18日 ~ 2025年5月17日
(1か月)

3. 事実概要 :

株式会社NIPPOは、令和3年度に近畿地方整備局福井河川国道事務所が発注した大野油坂道路川上地区他舗装他工事ほか3件(株式会社NIPPOが受注した工事で2件、他社が受注した工事で2件)において、アスファルト工事を施工したが、設計図書と異なるアスファルト合材を使用したことが判明した。

これらの工事においては、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されていたものの、当該業者は、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)を使用」し、かつ、系列プラント会社は、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該業者へ出荷していたことが判明した。

当該業者は、系列プラント会社から管理指標実績等の報告を受け、同社から納入されたアスファルト合材が新規アスファルト合材でなければならないのに再生骨材を含む可能性を認識できたが、系列プラント会社による上記の行為を防止するための適切な対応を怠り、結果回避義務を果たさなかった。

また、当該業者の系列プラント会社は、福井河川国道事務所発注の「大野油坂道路川上地区他舗装他工事」、「大野油坂道路田野地区他舗装他工事」において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されており、受注者からも系列プラント会社に対し「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、系列プラント会社は、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

当該業者は、系列プラント会社と密接な資本・人的関係にあり、また、同社から管理指標実績等の報告を受け、同社が出荷したアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたが、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

4. 競争参加停止措置理由 :

株式会社NIPPOは、事実概要に記載の事実に至り、当該業者が受注した工事について、当該業者が事実概要に記載した結果を回避するための適切な措置を怠り、過失による粗雑工事を行い、及び当該業者の系列プラント会社によるアスファルト合材の納入について、事実概要に記載のとおり、同社と密接な資本・人的関係にあり、また、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

以上から、当該業者は、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当であり、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第14号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

<競争参加停止要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
<p>1～13 略</p> <p>14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>15 略</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>